

# 固定資産税を減額します

～住宅のバリアフリー改修・省エネ改修～

## バリアフリー改修

高齢者などが自宅で安心して生活を送れるように、バリアフリー改修を税制面で支援します。

### 対象となる家屋

新築から10年以上経過し、床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)で、申告時まで次のいずれかのかたが居住している住宅。

- ・65歳以上のかた
- ・要介護認定または要支援認定を受けているかた
- ・障害者のかた

### 対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- ・通路などの拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの取り付け
- ・床の段差の解消
- ・引き戸への取り替え
- ・床表面の滑り止め



### 減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積100㎡までを限度とします。

### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

### 必要書類

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 改修工事を行った箇所の写真
- 要介護、要支援認定を受けているかた：介護保険被保険者証の写し
- 障害者のかた：身体障害者手帳、療育手帳などの写し

## 省エネ改修

家庭からのCO<sub>2</sub>排出量の削減をはかるため、省エネ改修を税制面で支援します。

### 対象となる家屋

平成20年1月1日以前に建築され、床面積が50㎡以上の住宅(賃貸住宅を除く)。

### 対象となる改修工事

工事費(自己負担分)が50万円を超え、次に該当する工事を行っていること。

- ①窓の断熱改修工事
- ②①の工事と併せて実施した次の工事
  - ・床の断熱工事
  - ・天井の断熱工事
  - ・壁の断熱工事
- ③改修部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになるもの。

### 減額内容

改修工事を行った住宅に対する、翌年の固定資産税を3分の1減額します。

※床面積120㎡までを限度とします。

### 申告書の提出

改修工事が完了した日から3か月以内に、申告書と次の必要書類を税務課に提出してください。

### 必要書類

- 住民票の写し
- 改修工事の領収書、明細書
- 省エネ基準に適合することを証する書類(熱損失防止改修工事証明書)



問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461

**戸籍・住民票  
ストッパーが不正取得  
登録しましよつ!**  
本人通知制度

戸籍謄本や住民票の写し(本籍入り)などを第三者に交付した場合に、本人通知制度に登録したかたに対して、交付年月日、交付した証明書の種別、通数、第三者の種別を通知する「本人通知制度事前登録」を受け付けています。

### 登録できるかた

皆野町に住民登録や本籍のあるかた  
登録には本人確認書類(免許証、パスポート、個人番号カードなど)が必要です。

### 問合せ

町民生活課 戸籍住民担当  
☎62・12332

## 住民基本台帳の 閲覧状況の公表

住民基本台帳法の規定に基づき、平成28年度の閲覧状況を公表します。

### 閲覧者

埼玉県国土整備部道路政策課長

### 閲覧年月日

平成28年9月1日

### 閲覧事由

埼玉県の道路整備に関するアンケート調査

### 閲覧した住民の範囲

満18歳以上の男女

### 問合せ

町民生活課 戸籍住民担当  
☎62・12332